

## 7 月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール [info@seko-tax.com](mailto:info@seko-tax.com)ホームページ <https://www.seko-tax.com/>

## 1 ごあいさつ

今月、事務所便り第98号を発行させていただきます。

緊急事態宣言は解除されましたが、まん延防止等重点措置が7月11日まで発令されております。飲食店で午後7時までですが、アルコールを飲むことができるようになったので、知り合いのお店に応援をかねて食事に出かけたりしております。

今月は、大阪府河内長野市の新西国三十三所第7番天野山金剛寺と客番 檜尾山観心寺に参拝に行った際に撮影した写真を掲載させていただきます。



(写真は、天野山金剛寺の山門です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ** について **その6、在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ** について 書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

## 2 国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ について その6

国税庁より発行されている「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」の内容を取り上げてご紹介させていただきます。

### 企業が従業員の感染予防対策費用を負担した場合の取扱い

#### 1 企業が従業員の感染予防対策費用を負担した場合の取扱い

(質問)

当社では、新型コロナウイルス感染症に関する感染予防対策として、従業員が負担した次のような費用を従業員に支給する予定ですが、このような費用の支給については、従業員に対する給与として課税対象となりますか。

また、このような費用の支給は法人税の損金の額に算入できますか。

- ① マスク、石鹸、消毒液、消毒用ペーパー、手袋などの消耗品の購入費
- ② 従業員の自宅に設置する間仕切り、カーテン、椅子、机、空気清浄機などの備品の購入費
- ③ 感染が疑われる場合のホテル等の利用料・ホテ

ル等までの交通費など

- ④ PCR 検査費用、室内消毒の外部への委託費用など

### 【所得税】

ご質問の費用の支給に係る従業員の所得税の課税関係については、それぞれの費用の事実関係によって、次のとおりとなります。

#### 【①マスク、石鹸、消毒液、消毒用ペーパー、手袋などの消耗品の購入費】

・業務のために通常必要な費用について、その費用を精算する方法（従業員からその費用に係る領収証等の提出を受けて、その費用を精算する方法）により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税されません（企業がマスク等を直接配布する場合も同様です）。

・業務のために通常必要な費用以外の費用について支給するものや、従業員の家族など従業員以外の者を対象に支給するもの、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を企業に返還する必要がないもの（例えば、企業が従業員に対して毎月 5,000 円を渡切りで支給するもの）は、従業員に対する給与として課税対象となります。

#### 【②従業員の自宅に設置する間仕切り、カーテン、椅子、机、空気清浄機などの備品の購入費】

・業務のために通常必要な費用について、その費用を精算する方法により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税されません（備品の所有権を従業員が有するものは除きます）。

また、企業が所有する備品を専ら業務に使用する目的で従業員に貸与する場合には、従業員に対する給与として課税されません。

・業務のために通常必要な費用以外の費用について

て支給するものや、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を企業に返還する必要がないもの、備品の所有権を従業員が有するもの（貸与ではなく支給するもの）は、従業員に対する給与として課税対象となります。



(写真は、天野山金剛寺の本堂です)

#### 【③感染が疑われる場合のホテル等の利用料・ホテル等までの交通費など】

・業務のために通常必要な費用について、その費用を精算する方法又は企業の旅費規程等に基づいて、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税されません（企業がホテル等に利用料等を直接支払う場合も同様です）。

・業務のために通常必要な費用以外の費用について支給するものや、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を企業に返還する必要がないものは、従業員に対する給与として課税対象となります。

#### 【④PCR 検査費用、室内消毒の外部への委託費用など】

・業務のために通常必要な費用について、その費用を精算する方法により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対

する給与として課税されません（企業が検査機関や委託先等に費用を直接支払う場合も同様です。）。

・業務のために通常必要な費用以外の費用や、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を企業に返還する必要がないものは、従業員に対する給与として課税対象となります。

#### 【法人税】

ご質問の費用の支給に係る企業の法人税の課税関係については、原則として、消耗品費、旅費交通費等や給与として損金の額に算入されます。

#### 【参考文献】

- ・国税庁発行 「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」
- ・週刊税務通信 発行所 税務研究会



(写真は、天野山金剛寺の中庭です)

### 3 在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQについて

国税庁より発行されている「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ」の内容を取り上げてご紹介させていただきます。

#### 1 業務使用部分の精算方法

(質問)

在宅勤務に通常必要な費用を精算する方法による場合は、従業員に対する給与として課税する必要はないとのことですが、その方法とはどのようなものですか。

(回答)

在宅勤務手当としてではなく、企業が在宅勤務に通常必要な費用を精算する方法により従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税する必要はありません。

【精算方法 1】従業員へ貸与する事務用品や環境整備に関する物品等の購入

イ 企業が従業員に対して、在宅勤務に通常必要な費用として金銭を仮払した後、従業員が業務のために使用する事務用品や環境整備に関する物品等を購入し、その領収証等を企業に提出してその購入費用を精算（仮払金額が購入費用を超過する場合には、その超過部分を企業に返還）する方法

ロ 従業員が業務のために使用する事務用品や環境整備に関する物品等を立替払いにより購入した後、その購入に係る領収証等を企業に提出してその購入費用を精算（購入費用を企業から受領）する方法

【精算方法 2】通信費・電気料金

イ 企業が従業員に対して、在宅勤務に通常必要な費用として金銭を仮払した後、従業員が家事部分を含めて負担した通信費や電気料金について業務のために使用した部分を合理的に計算し、その計算した金額を企業に報告してその精算をする（仮払金額が業務に使用した部分の金額を超過する場合、その超過部分を企業に返還する）方法

ロ 従業員が家事部分を含めて負担した通信費や電気料金について、業務のために使用した部分を合理的に計算し、その計算した金額を企業に報告してその精算をする（業務のために使用した部分の金額を受領する）方法

\*1 ①の事務用品や環境整備に関する物品等については、企業がその所有権を有し従業員に貸与するものを前提としています。

事務用品や環境整備に関する物品等を従業員に貸与するのではなく支給する場合（事務用品や環境整備に関する物品等の所有権が従業員に移転する場合は、従業員に対する現物給与として課税する必要があります。

\*2 企業が従業員に支給した金銭のうち、購入費用や業務に使用した部分の金額を超過した部分を従業員が企業に返還しなかったとしても、その購入費用や業務に使用した部分の金額については従業員に対する給与として課税する必要はありませんが、その超過部分は従業員に対する給与として課税する必要があります。



(写真は、檜尾山観心寺の山門です)

宅勤務に通常必要な費用としてレンタルオフィス代等を立替払いし、かつ、②業務のために利用したものとして領収書等を企業に提出してその代金が精算されているものについては、従業員に対する給与として課税する必要はありません（企業が従業員に金銭を仮払いし、従業員がレンタルオフィス代等に係る領収証等を企業に提出し精算した場合も同じです。）。

#### 【参考文献】

- ・国税庁発行 「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（源泉所得税関係）」



(写真は、檜尾山観心寺の本堂です)

## 4 編集後記

先日、丹波篠山市にある玉水ゆり・あじさい園に行ってきました。その際に撮影した写真を掲載いたします。



今月も最後までお読みいただきありがとうございました。

## 2 レンタルオフィス

(質問)

当社では、自宅に在宅勤務をするスペースがない従業員に対して、自宅近くのレンタルオフィス等で在宅勤務することを認めています。このレンタルオフィス代等を従業員が立替払いし、そのレンタルオフィス代等に係る領収証等の提出を受けてその代金の精算をした場合、その精算をした金額について従業員に対する給与として課税する必要がありますか。

(回答)

従業員が、勤務時間内に自宅近くのレンタルオフィス等を利用して在宅勤務を行った場合、①従業員が在